

# デイサービスセンターみかんの樹 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人信愛会が開設する「デイサービスセンターみかんの樹」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(指定介護予防通所サービスにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護、指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所サービスの提供にあつては、事業所の従業員は、要支援等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンターみかんの樹
- ② 所在地 豊川市森4丁目85番地の4

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者1名(常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業員  
生活相談員5名(常勤専従1名、常勤兼務3名、非常勤兼務1名)  
看護職員5名(常勤兼務2名、非常勤兼務3名)  
介護職員11名(常勤5名専従、常勤兼務3名、非常勤専従2名、非常勤兼務1名)  
機能訓練指導員5名(常勤兼務2名、非常勤兼務3名)  
従業員は、指定通所介護、指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 毎日(365日)とする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後6時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時45分から午後5時までとする。

## (指定通所介護・指定介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護・指定介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 30名（通常規模）

上記の利用定員には介護予防通所サービスの定員を含むものとする。

（指定通所介護・指定介護予防通所サービスの内容及び利用料等）

第7条 指定通所介護・指定介護予防通所サービスは次のとおりとし、指定通所介護・指定介護予防通所サービスを提供した利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は東三河広域連合が定める額とし、当該指定通所介護、指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 個別機能訓練

2 食費は、昼食 710 円、おやつ 160 円を徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、次の額を徴収する。

グループ活動費 150円／1日

4 オムツは、持参していただく。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 文書料

文書料（領収証明書）1通につき550円

7 キャンセル料

利用予定日の前日の17時以降のキャンセルまたは連絡がない場合は、キャンセル料として食費・おやつ代相当額を徴収する。

8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、指定所介護・指定介護予防通所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、豊川市全域、蒲安市相楽町とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービスの提供を受けようよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成

し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 虐待防止に関する事項事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。

2 前項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年2回以上

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人信愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

平成21年 8月 1日 施行。

平成21年10月 1日 施行。

平成22年 4月 1日 施行。

平成22年 6月 1日 施行。

平成24年 2月 1日 施行。

平成24年 4月 1日 施行。

平成24年 7月 1日 施行。

平成24年 9月 1日 施行。

平成25年 6月 1日 施行。

平成26年 4月 1日 施行。

平成26年 6月 1日 施行。

平成27年 6月 1日 施行。

平成27年 8月 1日 施行。

平成27年11月 1日 施行。

平成28年 6月 1日 施行。

平成29年 8月 1日 施行。

平成30年 4月 1日 施行。

平成31年 4月 1日 施行。

令和 元年 6月 1日 施行。

令和 元年 9月 1日 施行。

令和 元年10月 1日 施行。

令和	2年	6月	1日	施行。
令和	3年	6月	1日	施行。
令和	3年	8月	1日	施行。
令和	4年	6月	1日	施行。
令和	4年	9月	1日	施行。
令和	5年	6月	1日	施行。
令和	6年	1月	1日	施行。
令和	6年	4月	1日	施行。
令和	7年	6月	1日	施行。